

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 知多郡東浦町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	81.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.1%
全職員	57.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	97.3%
本庁課長補佐相当職	102.6%
本庁係長相当職	99.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	127.4%
31～35年	90.9%
26～30年	85.1%
21～25年	82.5%
16～20年	76.0%
11～15年	86.8%
6～10年	92.8%
1～5年	95.2%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員においては、相対的に給与水準が低い勤続年数1～5年目の職員のうち77.7%が女性職員であり、かつ、1～5年目の女性職員が全体の24.8%を占めているため、男女の給与の差異が大きくなっています。
- ・全職員においては、相対的に給与水準が低い会計年度任用職員のうち、87.2%が女性であるため、男女の給与の差異が大きくなっています。
- ・勤続年数36年以上においては、男性職員のうち75%が定年延長による給料月額7割措置の対象になっており、男女の給与の差異が大きくなっています。
- ・本庁部局長・次長相当職の男女の給与の差異は、女性職員がいないため、表示していません。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。